

○内閣府令第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)</p> <p>第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号の二まで及び第十三号に掲げるものに限る。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨</p> <p>〔八〇十三 略〕</p> <p>〔二〇三 略〕</p>	<p>(不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)</p> <p>第八十五条 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨</p> <p>〔八〇十三 同上〕</p> <p>〔二〇三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。